- 1 1級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目
- (1)技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度 知的財産管理の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度(知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する専門的な知識の程度)を基準とする。
- (2) 試験科目及びその範囲 表1の左欄のとおりである。
- (3) 試験科目及びその範囲の細目表1の右欄のとおりである。

表 1

表 I 試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	, attition 2 - 432 - 4111
学 科 試 験	
1 管理 1-1 リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 係争対応 (2) 他社権利クリアランス
2 創造 (調達) 2-1 契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 委託・共同研究契約 (2) 関連契約
3 活用 3-1 契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 実施・利用許諾契約 (2) 権利譲渡契約 (3) 関連契約
3-2 エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 侵害の判定 (2) 侵害警告 (3) 侵害訴訟 (4) 模倣品・海賊版排除
3-3 資金調達	権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1)証券化 (2)信託 (3)資金調達(証券化、信託を除く)
3 — 4 価値評価	権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 (1) 定量評価(価格算出を含む) (2) 定性評価 (3) 権利の税務上の取り扱い
4 関係法規	次に掲げる関係法規(判例を含む)に関し、知的財産に関連する事項について専門的な知識を有すること。 (1)民法(総則、担保権、債権) (2)民事訴訟法 (3)不正競争防止法 (4)独占禁止法・下請法・不当景品類及び不当表示防止法 (5)関税法 (6) TRIPS協定 (7)憲法 (8)刑法

- (9) 商法・会社法
- (10) 民事執行法
- (11) 民事保全法

5 前各号に掲げる科目のほか 次に掲げる科目

特許専門業務

A 戦略

A-1 知的財産戦略

知的財産戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。

- (1) IP ランドスケープ
- (2) ポートフォリオマネジメント
- (3) オープン&クローズ戦略
- (4) コーポレートガバナンス・コード

- B 管理
- B-1 法務

法務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。

- (1) 営業秘密管理
- (2) 特許関連社内規定(営業秘密管理に関するものを除く)
- C 創造 (調達)
- C-1 情報・調査
- I 情報に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。
- (1)特許(実用新案を含む。以下同じ)関連情報開示
- (2) 特許関連情報収集・分析
- Ⅱ 調査に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。
- (1) 先行資料(特許)調査
- (2) 他社権利(特許)調査
- (3) パテントマップ
- D 保護(競争力のデザイン)
- D-1 国内権利化
- I 発明支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。
- (1) 発明の発掘
- (2) 発明者の確定
- (3) 発明の評価
- Ⅱ 国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。
- (1) 明細書
- (2) 意見書提出手続
- (3) 補正手続
- (4) 拒絶査定不服審判手続
- (5) 查定系審決取消訴訟手続
- Ⅲ 国内特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。
- (1) 出願事務
- (2) 期限管理
- (3) 年金管理
- D-2 外国権利化
- I 外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。
- (1)諸外国(米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ)の明細書(英文明 細書を含む。)
- (2) 諸外国の意見書提出手続
- (3)諸外国の補正手続
- (4)諸外国の中間処理
- (5) 諸外国の権利取得のための争訟手続
- (6) 国際出願手続
- Ⅱ 外国特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。

- (1) 諸外国(米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ)の出願事務
- (2) 諸外国の期限管理
- (3)諸外国の年金管理

E 特許関係法規

特許関係法規(判例を含む)に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。

- (1) 特許法
- (2) 実用新案法
- (3) 半導体集積回路法
- (4) パリ条約
- (5) 特許協力条約
- (6) 欧州特許条約
- (7) 諸外国(米国、欧州、中国、韓国、インド等)の特許関係法規
- (8) 特許法条約
- (9) 外国為替及び外国貿易法
- (10) 経済安全保障推進法 (第5章 特許出願の非公開)
- (11) 商標法
- (12) 意匠法
- (13) 弁理士法
- (14) 弁護士法
- (15) 著作権法
- (16) 消費税法
- (17) 印紙税法
- (18) 仲裁法
- (19) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律